

第82回 佐用町議会〔定例〕会議録（第5日）

平成30年6月20日（水曜日）

出席議員 (14名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
	7番	竹 内 日 出 夫	8番	石 堂 基
	9番	岡 本 義 次	10番	金 谷 英 志
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	山 本 幹 雄
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎文昭	書記	鎌田康正
	書記	大上千佳		
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	平田秀三	総務課長	森下守
	企画防災課長	服部憲靖	税務課長	山田裕彦
	住民課長	敏蔭高弘	健康福祉課長	長峰忠夫
	高年介護課長	藤木卓	農林振興課長	衣笠俊博
	商工観光課長	中石嘉勝	建設課長	横山重明
	上下水道課長	森田善章	上月支所長	和田始
	南光支所長	竹内秀夫	三日月支所長	服部吉純
	会計課長	大永克司	教育課長	谷口俊廣
	生涯学習課長	安東文裕		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 57 号 佐用町税条例等の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第 2. 議案第 54 号 佐用町農業共済条例の全部を改正する条例について（委員長報告）
日程第 3. 議案第 60 号 工事請負契約の締結について（公立学校空調設備整備工事）
日程第 4. 議案第 61 号 財産の取得について（校務用パソコン及びソフトウェア 52 台、ソフトウェア 19 台）
日程第 5. 閉会中の常任委員会所管事務調査について
日程第 6. 議員派遣について
-

午前 09 時 30 分 開会

議長（山本幹雄君） おはようございます。
皆様おそろいでご出席を賜り、まことに御苦労さまでございます。
今期定例会も最終日を迎えました。本日も、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。
ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。

日程第 1. 議案第 57 号 佐用町税条例等の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（山本幹雄君） まず、日程第 1、議案第 57 号、佐用町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。
議案第 57 号は、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、委員長の審査報告を求めます。
総務常任委員長、千種和英君。

〔総務常任委員長 千種和英 登壇〕

総務常任委員長（千種和英君） おはようございます。
本定例会、第 82 回定例会におきまして、総務常任委員会に付託されました議案第 57 号、佐用町税条例等の一部を改正する条例についての審査報告をさせていただきます。
審査日時は、平成 30 年 6 月 13 日、午前 9 時 27 分に開始をいたしました。
審査場所は、第 1 庁舎西館 3 階議員控室でございます。
出席者は、総務常任委員会委員 7 名。当局からは、町長、副町長、総務課長、税務課長、税務課収納管理室長、税務課町税対策室長、商工観光課長、商工観光課商工振興室室長補佐。事務局からは、尾崎局長、鎌田局長補佐であります。
まず、最初に、当局側、税務課長に追加説明を求めました。
説明の中では、今回の改正については、平成 30 年度の税制改正により地方税法等が改正されたことに伴う改正で、資料に基づき説明を受けました。
まず、1 点目は、固定資産税について、地方税法において、わがまち特例として、生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援を目的に生産性向上特別措置法の規定により町が主体的に作成した計画に適合し、労働生産性を年 3 パーセント以上向上させる等の要件を満たす中小企業の一定の設備投資を対象として、固定資産税、償却資産の課税標

準を最初の3年度間、地方税法上はゼロ以上2分の1以下の範囲内で町が定める特例割合を乗じて得た額とすることが規定をされました。

これによりまして、町としては、特例割合をゼロと規定して、3年度間課税をしないということでありませぬ。

2点目は、個人町民税の改正で4点の改正が説明されました。まず、1点目は、給与所得控除の引き下げ、公的年金等控除の引き下げと、基礎控除額の引き上げ、この3つを合わせて、給与所得控除、公的年金等控除から基礎控除へのふり替えということになるということでした。2点目は、給与所得控除の見直し、上限が適用される給与収入と上限額の引き下げ。3点目は、公的年金等控除の見直し、適正化、上限の設定。公的年金等控除については、給与所得控除とは異なり控除額に上限がありません。高所得の年金所得者にとって手厚い仕組みになっておりましたので、公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える場合についても控除額を引き下げられる。そして、4点目は、基礎控除の見直し、基礎控除額が逡減、消失する限度額の設定となっております。今回の改正によりまして、合計所得金額が2,400万円で控除額が減額し始め2,500万円を超える場合は、基礎控除が消失するという仕組みが取り入れられているとの説明がありました。

以上が、所得税の主な改正点、4点という説明を受けました。

今回の佐用町税条例の一部改正については、先ほど、説明を受けた所得税の改正に伴い町条例の規定に諸処の改正を行うものという説明があしりました。

その後、資料を使いまして、想定される影響額が合計で約100万円の減額という試算がされました。今回のこの改正については、適用が平成32年度所得をもとに算定し、平成33年度の町民税からということになるので、実際の額とは差異が生じる可能性もあるという説明を受けました。

次に、町たばこ税の改正であります。税率の引き上げと加熱式たばこという課税方式の見直しの2点とのことでした。

税率の引き上げにつきましては、現在、1,000本当たり5,262円である町たばこ税を、平成30年の10月1日、平成32年の10月1日、平成33年の10月1日の3段階で、最終的には6,552円にするというものであります。この増税の影響額においては、平成29年度の申告本数をもとに算出した場合、平成29年度と比較して同じ本数と想定し、平成30年で約335万円、平成31年で843万円、以降1,225万円、1,998万円、2,472万円の増額になるとの報告でした。

そして、2点目は、加熱式たばこの課税方式の見直しについてでございます。加熱式たばこというのが現在ありまして、こういったものについては、加熱式たばこという課税区分を新設し、これを紙巻たばこの本数へ換算する方式を見直して、現在の重量をもとに換算する方式から重量と価格をもとに換算する方式に改めるもというのであります。

次に、法人町民税において改正が示されました。48条の改正で、大法人、資本金1億円を超える法人などに対し、納税申告書及び添付書類の提出については、地方税関係手続用電子情報処理組織eL TAX（エルタックス）により、地方税共同機構を経由して行う方法を義務化するというものであります。

以上の追加説明を受け、質疑に入りました。

質疑におきましては、影響額の試算における障害者、未成年者、これの該当者数は何人ぐらいかという質疑がありました。それに対しまして、平成30年度、昨年平成29年の申告による数字が示され、障害の方が803名、未成年が188名、そして、寡婦・寡夫、男性も女性も含めてですけれども、これが302名で、合計で1,293人との答弁がありました。

あと、その他質疑としては、影響額の試算の確認等の質疑があり、答弁を受けました。質疑は以上でしたので、質疑を終結しました。

質疑を終結し、討論に入りました。討論はありませんでした。
討論を終結し、採決に移りました。
採決の結果、賛成者全員。よって、議案第 57 号、佐用町税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決し、午前 10 時 2 分に審査を終了しました。
以上、報告とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 総務常任委員長の審査報告は終わりました。
それでは、議案第 57 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 57 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第 57 号は、委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 57 号、佐用町税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 2．議案第 54 号 佐用町農業共済条例の全部を改正する条例について（委員長報告）

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 2、議案第 54 号、佐用町農業共済条例の全部を改正する条例についてを議題とします。
議案第 54 号は、所管の産業厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、委員長の審査報告を求めます。
産業厚生常任委員長、加古原瑞樹君。

〔産業厚生常任委員長 加古原瑞樹君 登壇〕

産業厚生常任委員長（加古原瑞樹君） 皆さん、おはようございます。
それでは、先ほど、議題とされました日程第 2 につきまして、審査結果をご報告いたします。
まず、審査日時でございます。平成 30 年 6 月 14 日、木曜日、午前 9 時半から審査を開始いたしました。
審査場所につきましては、第 1 庁舎西館 3 階議員控室でございます。

出席者においては、委員7名、そして議長。当局からは、町長、副町長、総務課長、農林振興課課長、農林振興課農林水産振興室長、及び同室室長補佐。事務局からは、局長、局長補佐でございました。

第82回定例会において付託されました議案第54号、佐用町農業共済条例の全部を改正する条例についての審査について、御報告させていただきます。

当局から追加説明を求めました。

農業災害保障法が変更され、本年4月から新たな農業保険法への改正に伴い、佐用町農業共済条例の全部を改正する必要が生じた。

水稻・麦を対象とした農作物共済事業では、平成30年度産までは、水稻の作付が25アール以上、麦の場合は10アール以上耕作する場合は、改正前の条例では、当然加入になっていたが、改正で今回削除される。水稻・麦の合計作付面積が10アール以上25アール未満は任意加入、10アール未満は共済対象外と今までになっていたが、平成31年度産より10アール以上の作付は、農業者の意思で加入することができる任意加入制に変わるとの説明がありました。

農作物共済・畑作物共済ともに、被害発生時の引受方式が変更され、現在、一筆方式で引き受けを行っているが、改正により一筆方式、半相殺、全相殺、災害収入共済方式、地域インデックス方式のような方式を新たに導入する。

また、現在、補償については、被害の7割以上の被害があった場合ということで、被害割合を固定しているが、農業者の意思で選択し、率を3段階で選べるようになる。

全相殺方式では、全農地における収量がどれくらい減ったかということで算定するが、その中で5割以上の被害が生じた土地がある場合には、特例として5割の被害があったものとして支払う一筆半損特例の特約が新たに加えられた。

また、園芸共済事業については、今までビニール被覆を行った期間のみが共済に加入する短期加入方式で、作物をつくっている時だけ加入するという方式だったのですが、被覆されていない期間にも被害が発生するということから、園芸施設共済についても1年単位での加入となる。

そして、次に、最も大きく変わるのが家畜共済で、今までは死廃事故と病傷事故がセットになっていたが、31年1月より死廃事故と病傷事故を分けて加入できるようになる。

また、近年和牛の価値が高騰を続ける状況の中で、今まで牛の価格は引受当初の価値で決定され、それ以降、値段が上がっても資産価値が上がったと判定されず、期首の価格でしか補償されなかったが、今回の改正により死廃時の価値で補償されるようになる。

家畜の異動後の補償については、異動後2週間以内の補償は、今まで受けることができなかったが、今回の改正で、異動元で既に共済に加入していた場合は異動直後より補償の対象とすることができるように変わった。

また、病傷共済は、今まで診療費を全額農家が負担していたが、これからは初診料を含めた診療費の1割を農家が負担することになる。この変更により農家の負担は現行水準並みということで、増加の調整はされていないといったことで改正案がつくられている。また危険段階別共済掛け金率も、家畜共済についても、あわせて平成31年から導入することになっているとの説明が終わり、質疑に入りました。

質疑においては、農業共済で今までは当然加入をして、お互い支えあってきた。今度、任意加入になったら加入者が減ってくる。この共済事業は、将来的に成り立たなくなってくる可能性があるのではないか。見通しはどうかとの質問に、特に都市部では農業者が減少しているなど、相互扶助の保険が成り立たなくなっている。だから、範囲を広くして、危険負担を幾らかでも軽減するため、事務の合理化も含めて兵庫県1組合化をしようという動きがあるとの答弁。

また、一筆方式は 33 年度で廃止だが、任意加入になっても一筆方式は残るのかとの質問に、任意加入に平成 31 年度から変わるが、33 年度までは一筆方式が残される。もともといろいろな制度があったが、佐用では採用してなかった方式も含めて、今回、新たな引受方式が出てきている。それぞれに問題点もあるが、同じように評価をしていきたいとの答弁。

また、加入者が減る可能性が高いが、掛ける人が少なくなる中で補償しようと思えば掛け金が高くなると思うが、その場合にはある程度国から補償するような制度となっているのかとの質問に、今の農業共済制度自体、国の補助が 2 分の 1 入っている。残り 2 分の 1 を農業者の相互扶助という形で救済されている。最悪の場合、被害のある方しか加入しないといった場合は、補償額を受け取ろうと思えば、自分で掛けた分が戻ってくるというようなことが想定される。任意加入を推進しているわけではなく、任意加入制に移行したとしても、もともとの農業共済の趣旨を踏まえて継続して入っていただきたいという周知が必要だと考えているとの答弁。

また、全相殺は全ての田んぼが対象だが、半相殺では、被害が出た田んぼだけを対象にしてくれるのか。それとも申請する時に対象の田んぼを選んでおくのかとの質問に、今、現在、県から示されている内容では、農家が被害ほ場ごとに申告した収穫量を共済組合が抽出により確定し補正するというので解しており、被害ほ場の一定数のみを抽出することで被害のあった田んぼばかりを抽出するよう記載してあるので、被害のあった土地の半数だと考えているとの答弁。

また、例えば、土地が 3 枚があれば半相殺は、2 枚被害があれば、その 2 枚の被害の対象で調査をしてくれるということなのかとの質問に、2 枚で 3 枚分の評価に切りかえて 2 枚分を見ることによって 3 枚分でどれくらい被害があるか計算をして支払いをするとの答弁。

それから、一筆半損方式では、例えば、田んぼが 5 枚あっても、どこか 1 枚に 5 割以上被害があった場合は対象になるのかとの質問に、全相殺の一筆半損特例では、5 割を超えた所だけ、例え 7 割の被害があったとしても 5 割の被害としてみます。8 割の被害があっても 5 割としてみます。特例はあくまで被害は 5 割としてみるということとの答弁。

また、一筆半損特例は、半相殺方式、全相殺方式、災害収入共済方式や地域インデックス方式の中から 1 つ選ぶのかとの質問に、全相殺を選択して、半損特例の特約をつけることで一筆被害があった場合にも対応できるとの答弁。

そして、最後に、農家のある程度生産意欲の支えとなっていた共済制度を任意加入にすることによって加入者は相当減少すると思う。また制度の選択の内容が難しい。そのへん非常に細かな説明が農会長なり自治会長なり地域の生産者の方に必要だと思うが、どう対応するのかとの質問があり、申し込み用紙も変更の予定をしている。それについては、当然説明をしていかなくは記入の仕方がわからないといった状況が想定される。この制度の改正も含めてできるだけわかりやすい説明資料を作成し、通常の説明会では、農会長さんに 1 カ所に集まってもらい 1 回限り説明会をするが、このたびは、地区ごとに丁寧に説明をするような検討をしていくとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。

討論はなく、討論を終結し、採決を行いました。

採決の結果、全員賛成で議案第 54 号、佐用町農業共済条例の全部を改正する条例については、原案の通り可決とされました。

以上、産業厚生常任委員会に付託されました案件についての報告とさせていただきます。

議長（山本幹雄君）

産業厚生常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは、議案第 54 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありま

すか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 54 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第 54 号は、委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 54 号、佐用町農業共済条例の全部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 3．議案第 60 号 工事請負契約の締結について（公立学校空調設備整備工事）

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 3 に入ります。日程第 3 及び日程第 4 は、本日、追加提出の案件であります。議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思っておりますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
それでは、日程第 3、議案第 60 号、工事請負契約の締結についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

[町長 庵逄典章君 登壇]

町長（庵逄典章君） それでは、本日、最終日でありますけれども、2 件の議案を提案をさせていただきます。それぞれ、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、1 件目は、工事請負契約の締結でありまして、議案第 60 号、公立学校空調設備整備工事にかかる工事請負契約の締結についてを、まず、ご説明を申し上げます。

本事業は、地球温暖化の影響によって、非常に夏場高温な気候になっております。そうした中で、学校におきまして学校の教室等室内が非常に暑い状態になっております。そうした中、熱中症予防等健康管理と、また、良好な学習環境を提供するために、空調設備を整備をしようとするものでございます。

整備に当たっては、3 月議会において補正予算に関連してご説明を申し上げましたとおり、平成 29 年度の国の第 1 次補正予算において交付金事業の採択がございました 4 校に

ついて、本年度に繰り越して実施をしようとするものでございます。

施工場所につきましては、その4校、小学校ですね、佐用小学校、利神小学校、上月小学校、南光小学校の各小学校でございまして、その4校のいずれも普通教室と音楽室に設置をいたします。各校とも基本的に特別支援教室には空調設備を既に整備をしておりますが、佐用小学校に未整備の特別支援教室が1室残っておりますので、本事業でそれも整備をして、4校で合計35室に空調機器を設置をいたします。あわせて、佐用小学校及び南光小学校には、新たに、この空調設備を設置するために受電設備、電気工事ですね、…を設置するとともに、利神小学校、また、上月小学校においても既存の受電設備、こういうものも同時に、当然、改修をいたします。

そうした工事を行うために、工期は、平成30年11月30日までといたしておりますけれども、当然、学校運営に支障がないように、校舎内の工事においては夏季休業中に施工をするように調整をいたしております。

業者の選定に当たりましては、公募型プロポーザル方式によって、応募をいただいた3者の中から、審査委員会にて選定をいたしております。

選定の理由は、省電力機器を効率的に配置し、また、室外機設置場所は安全性など学校運営に支障がないように配慮されており、最も安価な見積額を提示をしていただいたところに最終決定をいたしております。

以上のことから、税込み9,072万円で、姫路市香寺町田野825番地1、テラマエ設備工業株式会社代表取締役社長、浅田 修氏に決定をいたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げて説明を終わります。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第60号については、本日即決とします。

これから、議案第60号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 金谷議員。

10番（金谷英志君） 町長の説明の中で、小学校については4校ということで、協議会でも説明ありましたけれども、三日月については交付金事業ですから、交付の採択を受けていることですが、今後、三日月小学校については、見通しは、どんなことでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 谷口教育課長。

教育課長（谷口俊廣君） 今、金谷議員のご質問の中でもございましたように、三日月小学校につきましては、今回、残念ながら採択を受けておりません。

これは、過日、町長が説明を申し上げましたとおり、今回、採択されましたのは、いわゆる指定避難所ということで採択をされております。

三日月小学校につきましても、当然、事務局としては採択に関して国のほうに要望書を、

調書を提出して、今、採択を期待して待っているというところでございます。

今のところは、国の採択に関しては、まだ、何も来ておりません。期待して待っているところでございます。以上です。

議長（山本幹雄君） よろしいですか。ほかないですか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより、議案第 60 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 60 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 60 号、工事請負契約の締結について（公立学校空調設備整備工事）は、原案のとおり可決されました。

日程第 4．議案第 61 号 財産の取得について（校務用パソコン及びソフトウェア 52 台、ソフトウェア 19 台）

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 4、議案第 61 号、財産の取得について（校務用パソコン及びソフトウェア 52 台、ソフトウェア 19 台）を議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 61 号、校務用パソコンの更新にかかる財産の取得についてのご説明を申し上げます。

町立小・中学校にかかる ICT 環境につきましては、平成 28 年度から順次、整備や更新を行ってきており、昨年度は、教育用として、普通教室等でデジタル教科書などの教材を提示できるようにしたり、また、校務支援システムを導入して出席管理や成績処理ができるようにしたりして、整備をしてきたところでございます。

一方、教職員が職員室で校務のために使用するパソコンについては、平成 28 年度に小学校では全てウィンドウズ 10（テン）に更新済みでございますが、中学校では老朽化が顕著であった 19 台しか更新をしておりませんので、ウィンドウズ 7（セブン）にダウングレードし、統一して運用をいたしております。

しかし、ウィンドウズ 7 の保守期限が 2020 年 1 月までであることが公表されたために、その期限までに最新版のウィンドウズに更新することが必要となりました。

そこで、今回、平成 28 年度に更新していない中学校の端末 52 台全てを更新し、また、平成 28 年度に更新した 19 台の端末をウィンドウズ 10 にアップグレードするため、専門業者 4 者により、見積入札を執行した結果、675 万 8,640 円（消費税込み）で、姫路市本町 127 番地、株式会社ニチワ姫路支店支店長、浜 義弘氏に落札決定をいたしましたので、

地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、今回の整備で、小・中学校にある全てのパソコンが、ウインドウズ 10 に統一できることとなります。

ご承認を賜りますように、よろしくお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第 61 号については、本日即決とします。

これから、議案第 61 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより、議案第 61 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 61 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 61 号、財産の取得について（校務用パソコン及びソフトウェア 52 台、ソフトウェア 19 台）は、原案のとおり可決されました。

日程第 5．閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 5、閉会中の常任委員会所管事務調査についてであります。

お諮りします。閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、別紙、申し出のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

日程第 6．議員派遣について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 6、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、別紙に記載のとおり派遣することにしたいと思

います。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙に記載のとおり派遣することに決定しました。

議長（山本幹雄君） 以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。これをもちまして今期定例会に付議されました案件は、全て終了しましたので、閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議なしと認めます。よって、第 82 回佐用町議会定例会はこれをもって閉会します。

今月の 5 日から本日 20 日まで、報告第 1 号から承認、議案、諮問、請願等の審議を慎重審議していただき、適切妥当な結果を得ましたこと、ありがとうございます。

これで、閉会したいと思いますので、よろしくお願いします。

町長、挨拶をお願いします。

町長（庵邊典章君） それでは、閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

まずは、本議会いろいろとたくさんのお客様を提案をさせていただきましたけれども、それぞれ慎重にご審議いただき適切妥当な結論をいただきましたこと、まずもお礼を申し上げます。

季節も梅雨本番に入りました。昨日の夜もかなりの強い雨が降りましたが、まだまだ、あれぐらいの雨では災害というほどの雨ではないんですけれども、九州のほうでは、また、東海のほうでも、これからかなりの雨が降るような気圧配置になっております。

これから梅雨末期に入って行って、今年も全国どこかでは大きな災害が、また、発生するのではないかなということを予想します。

去年は、九州朝倉のほうであのような大災害が発生しましたが、災害はどこで発生するかわかりません。そういう意味で、佐用町におきましても、当然、大きな災害にならないように祈りながら、十分に警戒をしていきたいと考えております。

また、先日は、大阪でああした大きな地震が発生をいたしました。地震にしても、また、そうした豪雨災害等についても、どこで起こるかかわからないというのが災害というふうに言われますけれども、そのことを、また、改めて認識をさせられたような地震でありました。

そうした中で、非常に小学生の子供がブロック塀の下敷きになるというような悲惨な被害が起きて、本当にかわいそうな災害になりました。ああした危険というのが、近くにも、いろんなところに存在をしているわけですが、災害が、被害が起きてから専門家と言われる方が、いろいろと指摘をされます。起きたものを、事をいうのは簡単なんですけれども、少しでもそうした被害が起きないような危険性を取り除くような対策というのが、日ごろから大切だということは十分、私たちも、また、認識しなければならないということでございます。

そのために、ああした災害を受けて、国においても、県からも点検をするようにという、当然、要請的に指示もありまして、町としても、それを受けるまでもなく、教育委員会においても、学校等、また、そうした保育園、そういうところの施設の点検ということをして、既に、実施をしております。

大阪で起きました、あのブロック塀というのは、確かに、あのブロック塀というのは、危険性が高いんですけれども、特にあの状態というのは異常な状態です。私が見ても、あれは本当に、後から取りつけたような、全く構造のことを考えずにつくってしまったと、素人がつくったというようなブロック塀で、あれが全てブロック塀がああいう状態ではないというふうには考えるんですけれども、佐用町におきましては、ああしたブロック塀等の危険性というのは、十分私も認識しておりますので、必要なところは、もうブロックじゃなくて、きちっとコンクリートの、鉄筋コンクリートの塀にすると。そうじゃないところは、ああした重たい塀はつくらない。そういうことで、それぞれの施設を整備をしておりますので、十分これまで、昔したところでも危険なところがあれば、それはまた、改修をしていきたいというふうに考えております。

大阪のほうの災害につきましては、かなりの範囲、都市部ですから、住宅の密集地でもあります。テレビ等でも報道されておりますように、ああして屋根の瓦の被害とか、そういうところがたくさん出ておりますけれども、そういう部分については、これから、それぞれで直していかなきゃいけないということで、それに対する支援、ボランティアというようなものは、なかなか入りにくい状態だということで、まだ、ボランティアセンターとか、そういうものも必要かどうかということで、検討をされているようです。

関西広域連合からも、そういうことは、まだ、体制はつくられておりませんし、多分、市の状態で、それぞれで、また、早急に対応をされるのではないかなというふうに思っております。

そういうことで、この議会をこれで終了させていただいて、後、全員協議会という形に、今日、していただくということで、そこで、また、それぞれ報告事項、行政報告をさせていただきたいと…閉会后に、また、報告をさせていただきたいと、何点かまた、皆さんにお知らせをしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、閉会に当たりましての御挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

議長（山本幹雄君） この後、臨時議会の開催の件等で全員協議会を開催しますので、よろしくお願ひいたします。これをもって終了します。御苦労さまでした。

午前10時13分 閉会